2-3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導要領について

駅施設等(乗降場、乗降場に通ずる階段若しくは通路、乗降の用に供する建築物及び運転指令所等をいう。以下同じ。)に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導の運用に際しては、下記第1の取扱いとすることとし、消防用設備等の技術上の指導基準は、令及び条例の規定によるほか、下記第2の指導要領により、その防火安全対策を推進するものとする。

記

第1 床面積、棟、令別表第1及び階等の取扱いについて

1 床面積の取扱いについて

駅施設等の床面積の取扱いとしては、建基法の床面積算定に関わらず、当該用途に使用される全ての部分を算定するものとする。ただし、次に掲げる部分を除き算定するものとする。

- (1) 乗降場(上屋の有無を問わない。)、乗降場に通ずる階段及び通路(乗降場に通ずる階段及び通路は、改札口の内外を問わず駅施設等の利用者の通路をいうものとするが、建屋外は除く。以下同じ。)(以下「乗降場等」という。)で外気が流通する開放された部分
- (2) 軌道敷 (電車が通行するのに必要な部分)
- (3) 信号所等(運転保安等に関する施設で、乗降場等から離れているものをいう。)
- 2 棟の取扱いについて
 - 「1-2 消防用設備等の設置単位について」によるものとするが、別棟となる乗降場等に存する売店等であっても、当該駅施設等と一体とみなすものとする。
- 3 令別表第1の取扱いについて

駅施設等の令別表第1の取扱いについては、前1及び2による面積を算定し、 既存の駅施設等も含めて「1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」により判定するものとする。

4 階の取扱いについて

乗降場等が高架上、人工地盤上等であっても、建基法の規定に関わらず、ある階の階高の3分の1以上の部分に床が存する階は、別の階とみなして取扱うものとする。

5 主要構造部の取扱いについて

軌道敷が高架式又は地下式である土木構造体を用いた駅施設等については、前 1及び2により算定する面積に係る土木構造体部分を当該駅施設等の主要構造部 とみなすものとする。

- 第2 消防用設備等
 - 1 消火設備
 - (1) 消火器具

外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効 に消火できるよう設置指導すること。

(2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等も有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで、有効に注水することができるものにあっては、令第11条第3項第1号イ若しくは第2号イは適用しないことができるものとする。

(3) 水噴霧消火設備等

地下部分の電気室等で、火災の際に消火の困難性が高いと予想される部分に は、固定式の消火設備等(連結送水方式の水噴霧消火設備等でも可)を設置指 導すること。

2 警報設備

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効に火災を感知できるよう 感知器の設置指導をすること。

(2) ガス漏れ火災警報設備

駅施設等のガス使用器具等の設置場所には、ガス漏れ火災警報設備又はガス 漏れ検知器の設置指導をすること。

(3) 非常警報設備(非常放送設備)

非常放送設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された 乗降場等にも有効に避難誘導放送ができるよう設置指導すること。

- 3 消火活動上必要な施設
 - (1) 排煙設備

地階若しくは外気が流通する開放部を有しない乗降場等にあっては、有効に 排煙できるよう排煙設備等を設置指導すること。

(2) 連結散水設備

連結散水設備を設けなければならない場所には、連結散水設備に替えてスプリンクラー設備を設置指導すること。

(3) 連結送水管

連結送水管が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗 降場等にも有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで有効に注水できるものにあっては令第 29条第 2 項第 1 号及び条例第41条の 2 第 2 項は適用しないことができるものとする。

(4) 無線通信補助設備

地階の駅施設等にあっては設置指導すること。ただし、有効に通信ができる

と認められるものにあっては、この限りでない。

4 フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用自動消火装置 駅施設等の厨房等で油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのあるものにあって は、フード・ダクト用及びレンジ用又はフライヤー用の有効な自動消火装置を設

5 非常電源

置指導すること。

消防用設備等が義務付けられる部分のうち、特定用途の床面積の合計が、1,000 平方メートル以上となる場合は、自家発電設備又は蓄電池設備を附置すること。

第3 その他

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物に係る消防法第17条に定める技術上の基準(第2に掲げる技術上の基準を含む。)については、次の(1)から(4)までに掲げる場合を除き、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 今第34条の2に定める増築、改築
 - (2) 令第34条の3に定める大規模の修繕、模様替え
 - (3) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が1,000平方メートル以上となるもの
 - (4) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が延べ面積の2分の1以上となるもの
- 3 その他

本指導要領の適用に際し、疑義を生じた場合は、予防課と協議すること。